

令和4年度第1回東海村原子力安全対策懇談会 要旨

1 日 時 令和4年11月28日(月)午後1時から午後3時54分まで

2 場 所 東海村役場行政棟5階 災害対策本部室

3 議 題

(1) 会長及び副会長の選任について

- ・ 西野 晋哉委員を会長、木村 浩委員を副会長に選任。

(2) 積水メディカル株式会社における放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて

資料「積水メディカル株式会社における放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて」により、積水メディカル株式会社から主に以下の内容を説明。

- ・ 積水メディカル株式会社創薬支援センターの概要及び第一実験棟の概要、作業内容
- ・ 放射性同位元素管理区域外漏えいの状況（発生日時、発生場所、配管破断・脱落箇所の確認、応急処置）
- ・ 事象発覚及び初動対応までの経緯
- ・ 環境及び人体への影響
- ・ 臨時点検、原因、今後の対応

< 質疑応答の概要（○：委員質問、→：事業者回答） >

○ 脱落箇所Bの排水管からの漏えい量の推定について

→ 脱落箇所Bの排水管が設置された時期と許可上の使用量などに係数を掛け合わせ、漏れたであろう最大放射エネルギーを計算する方法と、現在、土壌中の放射エネルギーの算出を進めており、算出した放射エネルギーと推定した放射エネルギーなどを鑑みて脱落した時期を割り出し、推定していくところ。

○ 破断箇所Aの原因、東日本大震災時の点検状況について

→ 破断面を専門家に確認していただいております、11月7日の確認時には、劣化ではなく、何かしらの強い力が加わった可能性があるとのコメントをいただいております。

東日本大震災時の点検項目に第一実験棟の床下配管は入っていません。当時のマニュアルどおりの点検に終始してしまいました。今後は、第一実験棟のような床下排水管はなくなり、全て確認できる排水管となるため、同様の事象は発生しないと考えています。

○ 廃止措置の工程、破断箇所の下流側のみ閉止していることについて

→ 解体は最終的な目的であり、まずはR1の管理区域の解除を実施し、管理区域の解除が終わった後に解体する工程。第一実験棟の管理区域の解除に向けた除染工程に伴い床下の排水管を確認したところ。

破断箇所の上流側は、床上を閉鎖していたところ。排水管に残った当時使用していた放射性同位元素が漏えいしてもおかしくない状況だったと思うが、土壌の放射能を測定したところ、放射能は検出されなかったことが確認されている。

○ 今後の対策について（施設の運用・使用停止等の記録を管理し、引き継いでいくこと）

→ 拝承。

○ 建屋間での非密封線源の移動、土壌の分析、原子力規制庁の対応について

→ 当社の管理区域は、第一実験棟、第三実験棟、第四実験棟が廊下で繋がっており、施設として独立している場所ではない。

土壌の分析に関して、30立方センチメートルごとに分析をしていく方法は類似事象があった事

業所の対応と同様である。

原子力規制庁への対応として、本件はR I 規制法上の事故報告に該当し、事故に該当するとの判断から10日以内の報告として、8月15日に個々の対応も含めて報告している。その後は、弊社で事象の収束に向けた計画を立て、原子力規制庁、茨城県及び村に提示し、月に1度報告をしている。

○ 破断・脱落配管の養生について

→ 破断面の確認のため、破断箇所的前後を切り離し、管理区域内で専門家に破断面を確認していただき、切り離した箇所は養生し、外に漏れないように対応している。

○ 化学的毒性の影響、本事象の水平展開について

→ 床下は負圧管理されていないが、R Iを医薬品候補化合物に付けてトレーサーとしているため、放射能と同じ動きをしていると考えており、放射能と同様に回収できると考えている。

国、県、村、東海ノア（NOAH）協定に基づき関係事業者に情報共有しており、新しい情報が得られた場合には、引き続き共有する。

○ 老朽化した施設の廃止措置（解体）対象施設の管理、発生した廃棄物の長期的な検討について
→ 拝承。

(3) 令和4年度「東海村広域避難訓練」の実施概要・検証概要（中間）について

資料「令和4年度「東海村広域避難訓練」の実施概要・検証概要（中間）について」により事務局から、主に以下の内容について説明。

- ・ 令和4年度東海村広域避難訓練の実施概要
- ・ 令和4年度東海村広域避難訓練の検証概要（中間）

< 質疑応答の概要（○：委員質問，→：事務局回答） >

○ 畳及び段ボールベッド設営の訓練手法、職員の体制・配置状況、オフサイトセンターの防護対策、常総運動公園の避難所指定について

→ 訓練は、時間軸を圧縮して実施しているため、物資は基本的に事前に準備した。

職員招集システム（全職員へのメール連絡）を用いて職員に登庁の可否を確認することとし、東海第二発電所が全面緊急事態に至った場合には、全ての業務をストップして、災害対応を行うことになる。まずは、住民の送り出しを優先することになるが、どの一時集合場所（コミュニティセンター等）に誰が行くかまでは固定しておらず、地域防災計画で定める災害対策本部の組織に従い、住民福祉班を中心に体制を構築する。また、役場の5階部分に陽圧化工事を実施しており、仮に放射性物質が放出される事態に至っても、放射性物質が中に入らないため、災害対策本部で避難を指揮することになる。

ひたちなか市にあるオフサイトセンターは、福島第一原発事故以降に陽圧化設備が設置されている。

常総運動公園は避難所に指定されていないが、訓練実施に向けて守谷市に相談をしたところ、守谷市の避難所の多くが学校であるため、運営上常総運動公園とされた。常総運動公園は広域市町村圏事務組合で管理しているため、今後、常総運動公園を避難所として使用できるよう、働きかけを行っている。

○ 東海スマートインターチェンジの緊急開放について

→ NEXCO東日本と、災害時に自治体側からの要請により、パーを開放状態にしていだけるよう調整している。

○ 学校・保育所における避難マニュアルの作成について

→ 子育て支援課から要請し、各幼稚園、保育園、こども園で原子力災害時の行動マニュアルが策定されている。

○ 今回の訓練における改善点、他自治体における職員行動マニュアルの策定状況について

→ 参加者から「速やかにホームページで詳細な情報が確認できると良い」といった意見があり、我々としては、即時性のある防災行政無線やエリアメールに注力していたが、エリアメールは一度見ると消えてしまい、その後、ホームページを見ても更新されていないこととなるため、ホームページも速やかに更新するよう改善していく。

他市町村における職員行動マニュアルの策定状況については、後ほど確認させていただき、お伝えする。

○ 地域における広域避難計画の理解活動について

→ 自主防災組織の事業として、年に1、2回各自治会で、地震時の対応やハザードマップ、タイムラインなどの講話をしているが、訓練検証結果が取りまとまった際には、広域避難訓練に係る取組状況を自治会に説明することも可能である。機会を捉えながら周知できるよう検討したい。

○ 自然災害時と原子力災害時における要支援者と安心サポーターの関わりについて

→ 全村避難となった場合に、要支援者の避難対応ができる組織運営となっているかは評価できていない。自然災害時は要支援者の避難支援を安心サポーターにお願いしているが、原子力災害時には、「放射線が目に見えない中で、安心サポーターが支援に行くのか」という話もあるため、村で対応することとしているが、村では災害対策本部運営や一時集合場所の受け付け、広報、問い合わせ対応なども必要とされ、職員が充足するかが非常に課題だと思う。茨城県では各市町村の人員不足を調査しており、村としてもどれくらい不足するかの調査を始めている。

○ 原子力災害時の避難場所の標識の整備について

→ 標識整備の提案について、受け止めさせていただく。

○ 要介護者等の避難に関するトリアージ的な考え方について

→ 避難時のトリアージ的な考えはない。避難に伴い健康リスクが高まる方については、陽圧化設備が備わった施設（村立東海病院、総合福祉センター「絆」等）で屋内退避できるようにしている。陽圧化設備は、東海第二発電所から半径10キロメートル圏内の施設が対象である。

(4) その他（次回の議題、現地視察の実施）

資料「令和4年度第2回東海村原子力安全対策懇談会事業所視察に係る行程表」により事務局から視察案（日本原子力発電株式会社、積水メディカル株式会社）について説明。

委員から特段の意見がなかったため、次回の懇談会は事業所視察とすることとした。